政令

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九十七号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第六号から第八号まで及び第十号から第十二号まで、第六条第二項第二号、第八条第一項、第二十六条、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十五条第二項第二号、第四十三条第一項、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条第一項、第五十六条第一項及び第四項並びに第百五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

目次中「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「産業高度化地域」を「産業高度化・事業革新促進地域」に、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域における事業の認定」に、「第二十五条」を「第二十四条」に、「第二十六条―第二十八条」を「第二十五条―第二十七条」に、「特定業種等（第二十九条・第三十条」を「特定業種（第二十八条」に、「第三十一条・第三十二条」を「第二十九条・第三十条」に、「第三十三条」を「第三十一条」に、「第五章　大規模振興拠点駐留軍用地跡地第六章　国の負担又は補助の割合の特例等（第三十二条―第三十八条―第四十二条）」を「第五章　国の負担又は補助の割合の特例等（第三十二条―第三十六条）」に、「第七章」を「第六章」に、「第四十三条」を「第三十七条」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（インターネット付随サービス業）

第一条の二　法第三条第六号の政令で定める事業活動は、ポータルサイト・サーバ運営業（情報通信業に属する事業のうち、インターネットの利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除く。）をいう。）、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ（情報通信業に属する事業のうち、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の提供又は顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除く。）をいう。）及びインターネット利用サポート業（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第二項に規定する認証業務その他のインターネットの円滑な利用を支援する役務の提供を行う事業をいう。）に係る事業活動とする。

第二条第三号中「この号」の下に「及び第十一条第二項第三号ヘ」を加え、同条に次の二号を加える。

四　自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業

五　入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であって、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置その他の顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業

第三条第一号ロ中「作成等」を「作成その他の業務の実施」に、「市場等に関する」を「市場調査その他の」に改め、同号に次のように加える。

ハ　顧客の従業員の勤務の状況の記録、顧客の従業員の給与の計算及び記録、顧客の会計帳簿の作成その他のこれらに類する定型的な業務であって、複数の顧客からの委託を受けて行うもの

第四条の見出しを「（産業高度化・事業革新促進事業）」に改め、同条中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号から第九号までを四号ずつ繰り上げ、第十号及び第十一号を削り、第十二号を第六号とし、第十三号を第七号とし、同条に次の四号を加える。

八　電気業（沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務省令で定める施設又は設備を法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域の区域内において設置して行うものに限る。）

九　商品検査業

十　計量証明業

十一　研究開発支援検査分析業

第四条の次に次の二条を加える。

（国際物流拠点産業）

第四条の二　法第三条第十一号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一　道路貨物運送業

二　倉庫業

三　こん包業

四　卸売業

五　無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点（法第三条第十一号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。）

六　機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。）

七　不動産賃貸業（その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。）

八　製造業

（特定国際物流拠点事業）

第四条の三　法第三条第十二号の政令で定める事業は、前条第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事業とする。

第五条中「第三条第十二号」を「第三条第十四号」に改める。

第二章第一節の節名中「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に改める。

第六条の見出しを「（観光地形成促進地域の要件）」に改め、同条中「第六条第三項第一号の」を「第六条第二項第二号の」に改め、同条第一号中「文化財等の」を「文化財その他の」に改め、同条第二号中「第六条第三項第一号」を「第六条第二項第三号」に改める。

第七条第一項中「第十六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第一号中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第八条第一項第三号中「一万平方メートル」を「二千平方メートル」に改め、同項第四号中「五千平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同条第二項中「旅客ターミナル施設」を「旅客ターミナル施設等」に改める。

第九条中「第二十八条第三項第一号」を「第二十八条第一項」に改める。

第十条中「第二十八条第三項第二号に規定する」を「第二十九条第一項の」に改める。